



2022年 1月12日
第111号

JR 東労組 Yokohama

JR 東労組 横浜 地本
発行人 助川一実
編集 情宣担当
ホームページ
<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申第17号 団体交渉を行う⑥

「横浜支社での現業機関における柔軟な働き方の実現について」に関する解明申し入れ

- 乗務員第1項 運転士・車掌業務は、乗務員勤務制度に則った行路作成するのか考え方を示すこと。
2項 運転士・車掌の混み運用について考え方を示すこと。
会社回答1項 乗務員割交番作成規程に基づき作成することとなる。
2項 就業規則に則り取り扱うこととなる。

組合	会社
・ 運転士と車掌の混み運用はあるのか。	・ 運転士と車掌の乗務が一つになることもあるが、今は考えていない。 ・ 規則上は可能。
・ 将来的に混み運用をつくる場合、乗務員勤務制度をどの様に適用していくのか。	・ 運転士と車掌で行先地の時間が違う。現行はないので会社として勉強していく。
・ キ口額の違いなどをどの様に整理していくのか。	・ 実績に基づいて支払う。

- 乗務員第3項 行路の出先地において、乗務以外の業務につくことはあるのか考え方を示すこと。
会社回答 これまでの硬直的な仕事の垣根を超えた柔軟な働き方を実現していくために、系統や事業分野を超えた業務を行う事となる。

組合	会社
・ 出先地で乗務以外の業務とは、どの様な業務か。	・ 案内業務、車椅子対応等は可能と考えている。
・ 出先地で輸送混乱が発生した場合の指揮命令系統はどの様になるのか。	・ 就いている業務の上長指示となる。

- 乗務員第4項 乗務員の見習い並びに指導担当が兼務等を行うことはあるのか考え方を示すこと。
会社回答 これまでの硬直的な仕事の垣根を超えた柔軟な働き方を実現していくために、系統や事業分野を超えた業務を行うこととなる。

組合	会社
・ 兼務を行う考え方は。	・ 出来るか出来ないかと言えば出来る。 ・ 期間内で指導、教育は出来るが、見習い中にすぐにやるかと言えば現実的ではない。乗務員で言えば一人乗務が目標。

- 乗務員第5項 異常時等において、駅に従事している動力車免許保有者が操縦を行うことはあるのか考え方を示すこと。
会社回答 就業規則に則り取り扱うこととなる。

組合	会社
・ 異常時等で操縦する可能性はあるのか。	・ 乗務するためにクリアしなければならないもの（アルコール検査、掲示の確認、行路上の注意点）が多いので現実的ではない。

⑦に続く